

ID: 114

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉駐車場の使用料の減免					
例 規 名 根拠条項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第5条の2第2項					
例 規 番 号	平成7年条例第19号					
【根拠条文】						
(駐車場使用料)						
第5条の2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円とする。ただし、温浴施設の利用者にあっては最初の1時間30分以内、足湯の利用者にあっては最初の30分以内は無料とする。						
2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。						
【基準】						
根拠条文及び芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定による。						
(駐車場使用料の免除)						
第3条 条例第5条の2第2項の規定による駐車場の使用料の免除は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車する場合に行うものとする。ただし、あしや温泉の施設を利用する場合に限る。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 115

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉入浴料等の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第5条の3ただし書					
例 規 番 号	平成7年条例第19号					
【根拠条文】 (入浴料等の還付) 第5条の3 既納の入浴料及び駐車場使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 270

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用の許可
例 規 名 根拠条項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第4条(第9条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成16年条例第25号

【根拠条文】

(使用の許可)

第4条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(管理の代行等)

第9条 市長は、火葬場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に火葬場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 火葬場の使用の許可に関する業務
- (2) 火葬に関する業務
- (3) 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

3 第1項の規定により、指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合にあっては、第3条第3項中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

【基準】

根拠条文及び第5条の規定による。

(使用の制限)

第5条 市長は、火葬場の使用の許可を受けようとする者又は使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 火葬場の施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 火葬場の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適当と認めたとき。

標準処理期間	1日
備考	

条例適用申請に対する処分個票

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 273

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用料の還付承認
例 規 名 根拠条項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第6条第2項ただし書
例 規 番 号	平成16年条例第25号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 使用を許可された者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

別表(第6条関係)

使用区分	単位	使用料(円)
10歳以上の者	1体	20,000
10歳未満の者	1体	10,000
死産児	1胎	5,000
人体の一部	1包	5,000

備考 この表は、第4条の規定による許可を受けた者が市内に住所を有し、又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた場合について適用し、これら以外の場合については、使用区分及び単位の区分に応じ、当該使用料の10割に相当する額を加算する。

【基準】

根拠条文及び芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。

(使用料の還付)

第4条 条例第6条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、還付する使用料の額は、全額とする。

(1) 使用者がその責めに帰することのできない理由により、火葬場を使用することができないとき、又は火葬場の使用の許可を取り消されたとき。

(2) 使用者が使用の許可の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 条例第6条第2項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 274

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第7条					
例 規 番 号	平成16年条例第25号					
【根拠条文】 (使用料の減額又は免除) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 275

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第6条第1項					
例 規 番 号	昭和28年条例第28号					
【根拠条文】 (使用許可等)						
第6条 一般墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であつて、祭祀を主宰するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 3 前項に規定するほか、本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。 4 市の事業により市内既設墓地の移転をしたものについては、この条例による許可を受けたものとみなす。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 277

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第11条					
例 規 番 号	昭和28年条例第28号					
【根拠条文】 (使用料及び維持費の減免) 第11条 市長において特別の事由があると認めたときは、使用料及び維持費を減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 278

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第12条ただし書					
例 規 番 号	昭和28年条例第28号					
【根拠条文】 (使用料の返還) 第12条 既納の使用料及び維持費は、返還しない。ただし、一般墓地の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、第16条の規定に基づく使用許可の取消しによる場合を除き、使用料の7割相当額を返還する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 434

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第23条第1項
例 規 番 号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

(使用許可等)

- 第23条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 本市に住所を有する個人であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持している者
 - (2) 死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者
 - (3) 本市に住所を有する個人であつて、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者
 - (4) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者
 - (5) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 436

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第29条					
例 規 番 号	昭和28年条例第28号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第29条 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 437

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第30条ただし書					
例 規 番 号	昭和28年条例第28号					
【根拠条文】 (使用料の返還) 第30条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その一部を返還することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 439

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地に埋蔵されている焼骨の改葬の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則 第10条第1項					
例 規 番 号	令和3年規則第85号					
【根拠条文】 (改葬の許可) 第10条 使用者は、一般墓地に埋蔵されている焼骨を改葬しようとするときは、改葬許可申請書(様式第7号)により市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認める場合は、改葬許可書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 440

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一時安置室に埋蔵されている焼骨の改葬の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則 第22条第1項					
例 規 番 号	令和3年規則第85号					
【根拠条文】 (改葬の許可) 第22条 使用者が条例第31条第2項の規定による改葬をしようとするときは、改葬許可申請書により市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認める場合は、改葬許可書を申請者に交付するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 441

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	埋蔵等証明書の交付					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則 第24条第1項及び第2項					
例 規 番 号	令和3年規則第85号					
【根拠条文】 (埋蔵等の証明) 第24条 市長は、第3条又は第14条の規定による使用の許可を受けている者(以下この章において「使用者」という。)からの申請に基づき、焼骨の埋蔵等をしていることに係る証明書を発行することができる。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者以外の者からの申請に基づき、前項の証明書を発行することができる。 3 前2項の申請をしようとする者は、埋蔵等証明書交付申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日			